

第3編 生活復興

第1章 暮らしの復興



# 第1章 第1節

くらしとコミュニティの復興

# 1 章

## 1 暮らしと健康の回復

★地域防災計画  
II 防災本編  
第5章 被災者・避難者対策  
第4節 避難生活における  
環境の確保

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
福祉部、高齢施策担当部、健康部、 地域医療担当部、こども家庭部、 教育委員会	福祉部、高齢施策担当部、健康部、 地域医療担当部、こども家庭部、 教育委員会

被災者が、被災生活から復興の過程で暮らしと健康を確保していくことは重要な課題である。地域医療体制の確保、福祉サービス体制の確保、高齢者等への生活支援など、特に配慮すべき被災者の暮らしの回復に、地域として支援体制を構築する。

協議会は、行政による様々な支援施策と地域のニーズをつなぐこと、地区内外の人材の確保とネットワークづくりを行うことが重要になる。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2週間以降	復興ボランティアを受け入れる 《復興準備会》【福祉部】
2週間以降	地域医療、福祉、保健衛生の活動促進 《復興準備会》【福祉部、高齢施策担当部、健康部、地域医療担当部】
2週間以降	こころのケア、子どものケアを行う 《準備会》【こども家庭部、教育委員会】

### 行動の手順

#### 【地域の取組】

- ① ボランティア派遣を要請する。
- ② 派遣されたボランティアをコーディネートする。
- ③ 医療や福祉等の需要を把握し、災害対策各部に情報提供する。
- ④ NPOやボランティアの協力を得て高齢者等への見守り体制をつくる。
- ⑤ 被災後のストレスや心の傷の緩和について地域として克服する体制をつくる
- ⑥ 子どもや青少年の拠点を確保する。
- ⑦ PTA・青少年委員などと協力して子ども達の遊びやイベント等を行う。

#### 【区の取組】

- ① 地域の要望を受けて、ボランティアを派遣する。
- ② 地域の要請を受けて、要請に応じて専門家等を派遣する。
- ③ 活動を支援する体制をつくる。

#### 【事前準備】

- 地区の共助体制を生かしたくらしやこころの復興の方法について検討を行う。

#### 【留意事項】

- 災害対策本部が展開する災害応急対策の活動体制を引き継いで、復興期の暮らしと健康の回復を進めること、その時に地域コミュニティを生かしていくことが重要になる。



『災害対策福祉部 行動マニュアル』  
『災害対策マニュアル 災害対策健康部』  
『災害対応マニュアル（災対教育振興部）』

# 1 章

## 2 商店街等の生活拠点の確保

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
経済課、商工観光課	経済課、商工観光課

復興まちづくり協議会を軸にして、商業者や事業者、地域住民等がグループを結成し、商店街、公園などで仮設店舗、テント市場、屋台村などを建設・運営し、地域の生活拠点を確保し、被災者の生活サービスを充足する。

イベント等を開催し、復興への元気を高める。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月以降	地域で運営・実行グループをつくる 《協議会》【経済課、商工観光課】
1~2 か月以降	仮設の商店街等生活拠点を確保 《協議会》【経済課、商工観光課】
1~2 か月以降	拠点施設の運営やイベントを実施する 《協議会》【経済課、商工観光課】

### 行動の手順

#### 【地域の取り組み】

- ① 商業者などを中心に、仮設商店街、市場等を設置して運営するグループづくりを進める。
- ② テント、仮設店舗、集会所などによる生活拠点の計画をつくる。
- ③ 生活拠点を使って、生活サービスを提供する。
- ④ イベント等元気づける活動を展開する。

#### 【区の取り組み】

- ① グループづくりを呼びかけ、育成する。
- ② 仮設店舗、テント市場などの生活拠点施設を建設し、グループに貸与・供与する。
- ③ 生活拠点運営、イベント等を支援する。

#### 【事前準備】

- 商店会の加入促進活動を支援するなど、商店会の組織力強化を促す。
- 商店会にイベント等で震災復興への啓発活動を取り入れてもらうなどの働きかけを行い、復興への協力と理解を深めてもらうよう工夫する。

#### 【留意事項】

- 生活拠点施設や仮設の商店街を、福祉等の活動拠点、復興まちづくり事務所などと合わせて、設置する。



『災害対策産業経済部マニュアル』

# 1 章

## 3 地域コミュニティの再建と強化

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
地域振興課	地域振興課

被災者の生活や気持ちを支え、元気な地域コミュニティづくりを展開する。

### 一目で分かる! プロセスの概略

慰霊祭や元気づくりイベントを行う

《協議会》【地域振興課】

### 行動の手順

【地域の取り組み】

- ① 節目に慰霊祭を行う。
- ② 被災者を元気づけ、地域づくりのために、音楽、アート等によるイベントを開催する。

【区の取り組み】

- ① 活動を支援する。

#### 【事前準備】

- 地域コミュニティの再生の方策について、事例等から検討しておく。



『災害対策地域文化部マニュアル』

# 第1章 第2節

医療・保健衛生・福祉

# 1 章

## 1 医療機関

★地域防災計画  
II 防災本編  
第2章 医療救護等対策  
第1節 医療救護活動

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
健康推進課、保健予防課、 地域医療課	健康推進課、保健予防課、 地域医療課

初動期に引き続き、区内医療機関の開設状況、人工透析可能な医療機関の開設状況、その他把握した医療情報を集約し、情報提供を行う。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 4日以降	医療機関の被災状況等を把握する 【災対健康部】
1週間以降	医療機関の復興、再開状況の情報を提供する 【健康推進課、保健予防課、地域医療課】

### 行動の手順

- ① 医師会等の協力のもと、医療機関の被災状況を把握する。
- ② 被災した医療機関が平常どおり医療行為を再開するために、ライフラインの早期復旧を目指し、医療機関との連絡調整を行う。
- ③ 医師会等の協力のもと、医療行為が可能な医療機関の情報を区民に提供する。

#### 【事前準備】

- 人工透析可能な医療機関の把握、人工呼吸器装着者の対応可能な医療機関を把握しておく。

#### 【留意事項】

- 医療機関の被災状況調査を行うこと。
- 医師会および2災害時医療機関等との情報の共有および連携を図ること。
- 電源および給水の確保に係る関係機関との連携を図る。



『災害対策マニュアル 災害対策健康部』



# 1 章

## 2 医療救護所の継続運営

★地域防災計画  
II 防災本編  
第2章 医療救護等対策  
第1節 医療救護活動

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
健康推進課、地域医療課	健康推進課、地域医療課

医療機関の復旧が遅れ、医療救護体制が立ち遅れている地域の医療救護所を継続して運営し、後方医療機関との連携を強化する。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 4日以降	医療救護班等の派遣要請を行う 【災対健康部】
段階的に	医療救護所を縮小、閉鎖する 【健康推進課、地域医療課】

### 行動の手順

- ① 医療救護班等の派遣を要請するとともに、医療ボランティアを受け入れ、配置する。
- ② 医療機関の被災状況を調査し、区民に情報提供する。
- ③ 医療救護所の縮小、閉鎖を検討する。

#### 【事前準備】

- 医師会等と災害時の医療救護活動に関する協定を締結する。
- 協定に基づき、医師会等は、あらかじめ医療救護班等を編成し、区はその報告を受ける。
- 災害時を想定した医療救護活動の訓練を実施する。
- 必要な医薬品の確保と適正な更新を図る。

#### 【留意事項】

- 医師会および災害時医療機関等との情報の共有および連携を図ること。



『災害対策マニュアル 災害対策健康部』

# 1 章

## 3 被災者の健康管理

★地域防災計画  
II 防災本編  
第5章 被災者・避難者対策  
第4節 避難生活における  
環境の確保

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
健康推進課、保健相談所	健康推進課、保健相談所

被災し生活環境が激変した区民の健康管理のため、初動期に引き続いて、避難所生活者や仮設住宅入居者等に対する健康相談を実施する。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 4日以降	保健師等による巡回健康相談を実施する 【災対健康部】
--------------	-------------------------------

### 行動の手順

- ① 保健師・歯科衛生士・管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、被災者の健康管理を行う。
- ② ケアを必要とする住民を発見した時は、医療機関への受診勧奨を行うとともに、必要に応じて医師の巡回を要請する。
- ③ 管理栄養士等が避難拠点等における食事提供の状況把握を行い、適切な食事提供が行われるよう関係部署との調整を図る。

#### 【事前準備】

- 東京都に、派遣要請から実際に職員が派遣されるまでのプロセスを確認しておくこと。

#### 【留意事項】

- 要援護者に対しては特に配慮すること。
- 保健師等が不足する場合は、東京都を通じて応援を要請することや専門ボランティアの活用を図ること。
- 震災の規模に対応した職員の配置をあらかじめ計画しておくこと。
- 被災者の状況に応じては、福祉避難所との連携を図ること。



『災害対策マニュアル 災害対策健康部』

# 1 章

★地域防災計画  
II 防災本編  
第 5章 被災者・避難者対策  
第 4節 避難生活における  
環境の確保

## 4 メンタルヘルスケア

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
保健予防課、保健相談所	保健予防課、保険相談所

被災者は精神的に不安定な状況に陥りやすいことから、応急復旧期に引き続き避難所生活者や仮設住宅入居者等に対する精神的な支援として、メンタルヘルスケアを行う。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 4日以降	①保健師等による巡回保健相談を実施する ②精神保健相談体制を整備する 【災対健康部】
<b>行動の手順</b>	
① 保健師等による巡回健康相談を実施し、被災者のメンタルヘルスを含めた健康状況を把握する。 ② 東京DPATの派遣要請や精神保健相談体制について災害医療コーディネーターと検討を行う。	

#### 【留意事項】

- 被災住民とともに、復興業務に従事する職員やボランティアのメンタルヘルスにも注意すること。



「災害対策マニュアル 災害対策健康部」

# 1 章

## 5 防疫活動

★地域防災計画  
II 防災本編  
第5章 被災者・避難者対策  
第4節 避難生活における  
環境の確保

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
生活衛生課、保健予防課	生活衛生課、保健予防課

感染症の発生を防ぐため、災害対策初動期に引き続いて消毒活動や防疫指導を行う。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 4日以降	必要に応じ避難所・被災家屋等の消毒、防疫指導を行う 【災対健康部】
--------------	--------------------------------------

### 行動の手順

- 必要に応じて、避難所や被災家屋等の消毒、そ族昆虫の駆除を行う。
- 必要に応じて、防疫班を編成し防疫指導を行うとともに、隔離消毒班を編成し、罹患者の収容や消毒を行う。

#### 【留意事項】

- 感染症の発生を防ぐため、東京都や隣接自治体との協力体制を整えること。



『災害対策マニュアル 災害対策健康部』

# 1 章

## 6 社会福祉施設の再建

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
福祉部管理課、障害者施策推進課、生活福祉課、高齢社会対策課、こども家庭部	福祉部管理課、障害者施策推進課、生活福祉課、高齢社会対策課、こども家庭部

被災後の福祉需要に対応するため、区立施設（敬老館、はつらつセンター）、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、保育園、学童クラブなどの社会福祉施設の被害状況を把握するとともに、被災施設については、事業再開に向けての支援を行う。

一目で分かる! プロセスの概略	
発災から 1 週間	社会福祉施設の被害状況を把握する 【福祉部管理課、障害者施策推進課、生活福祉課、高齢社会対策課、こども家庭部】
1 週間以降	社会福祉施設の再開準備をする 【福祉部管理課、障害者施策推進課、生活福祉課、高齢社会対策課、こども家庭部】
6 か月程度	社会福祉施設の再建を支援する 【福祉部管理課、障害者施策推進課、生活福祉課、高齢社会対策課、こども家庭部】
行動の手順	
<ol style="list-style-type: none"> <li>① 区立施設や、民間施設の被害状況を把握する。</li> <li>② 区立施設については、被害状況に基づき施設再開の可否を判断し、通常業務の再開に向けた準備を行う。</li> <li>③ 区立施設については、早期に機能回復できるよう応急修理を行う。</li> <li>④ 社会福祉施設においては、東京都（福祉保健局）や関係機関と連携し、応急修理を支援するなど、再開支援の方策を検討する。</li> <li>⑤ 区立施設の再整備については、復興計画に盛り込む。</li> <li>⑥ 区立、民間施設の被害状況をまとめて都に報告するとともに、再建のための補助申請を行う。</li> <li>⑦ 各施設の再開情報は、適宜区民に周知する。</li> </ol>	

### 【事前準備】

- 福祉避難所として、施設の運営法人と災害時の協力について協定を締結する。
- 福祉避難所、指定管理者施設等について災害時マニュアルを整備する。
- 福祉避難所においては、立上げと、災害時の要配慮者の受入れ体制の整備、開設期間を検討しておく。

### 【留意事項】

- 施設の損壊状況によって、施設の改修・仮設建築物の建設、他の施設による受入れ枠拡大などを検討する。
- ライフラインの復旧の程度を確認のうえ、障害者向けのサービスを再開する。
- 福祉避難所の通常業務再開のために、家庭に戻れない避難者の受入れ先を確保する。



『災害対策福祉部 行動マニュアル』

『練馬区 児童館・学童クラブ危機管理基本マニュアル』

『保育園防災の手引園職員用』

# 1 章

## 7 要配慮者の生活状況の確認

★地域防災計画  
II 防災本編  
第5章 被災者・避難者対策  
第2節 災害時要援護者対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
福祉部管理課、総合福祉事務所	福祉部管理課、総合福祉事務所

福祉部においては、民生・児童委員、防災会、地域包括支援センターや介護・障害福祉サービス事業者の協力のもと、避難行動要支援者の安否や生活状況を確認し、必要な福祉サービスへつなげるものとする。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 72 時間以内	避難行動要支援者の安否を確認する 【福祉部管理課、総合福祉事務所】
1 か月以内	要配慮者へ必要な福祉サービスを提供する 【福祉部管理課、総合福祉事務所】

### 行動の手順

- ① 災害時には、民生・児童委員や防災会等が避難拠点に参集し、避難拠点に配備した避難行動要支援者名簿を活用して安否確認を実施する。なお、地域で独自の安否確認の仕組みが確立している場合は、避難拠点に参集せず、直接安否確認を実施する。あわせて、地域包括支援センターも避難行動要支援者名簿に基づき、安否確認を実施する。  
また、これらの安否確認と並行して、介護・障害福祉サービス事業者団体との協定に基づき、介護・障害福祉サービス事業者は利用者の安否確認を実施し、区へ報告する。
- ② 介護・障害福祉サービス事業者は、区からの要請に基づき、利用者の居宅、避難拠点、福祉避難所等で、必要なサービスを提供する。

# 第1章 第3節

生活環境の確保  
生活支援、生活物資

# 1 章

## 1 公衆浴場

★地域防災計画  
II 防災本編  
第5章 被災者・避難者対策  
第4節 避難生活における  
環境の確保

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
生活衛生課、経済課	生活衛生課、経済課

震災に伴う断水などの影響で、被災者は入浴ができないことも生じることから、応急復旧期に引き続き、公衆浴場の被災状況を把握する。

また、営業情報を区民に提供し、被災した公衆浴場の再開を支援することによって公衆衛生の向上を図る。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	公衆浴場の被災状況を把握する 【災対健康部】
4日以降	営業を再開した浴場の情報提供を行う 【災対健康部】
1か月程度	営業の再開に向けた支援を行う 【経済課】

### 行動の手順

- ① 公衆浴場の被災状況を把握する。
- ② 営業している公衆浴場の情報を区民に提供する。
- ③ 再開のための相談に応じるとともに、融資等による営業再開の支援策を講じる。

#### 【留意事項】

- 公衆浴場が近隣にない地域では、利用可能な入浴施設の確保に努めること。



『災害対策マニュアル 災害対策健康部』



# 1 章

## 2 生活衛生関係の情報提供

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
生活衛生課	生活衛生課

被災者の衛生確保のために、生活衛生関係の各組合と連携して、生活衛生を事業とする事業者（理容、美容、クリーニング等）の情報提供を行う。

### 一目で分かる! プロセスの概略

できるだけ速やかに	営業施設の安全と営業状況の情報を受け、情報提供する 【生活衛生課】
-----------	--------------------------------------

### 行動の手順

- ① 生活衛生関係の各組合と連携して、営業施設の安全と営業状況の情報を受け、区民に情報提供する。

#### 【事前準備】

- 生活衛生関係の各組合との協議が必要。

# 1 章

## 3 食品・飲料水の安全確保

★地域防災計画  
II 防災本編  
第5章 被災者・避難者対策  
第4節 避難生活における  
環境の確保

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
生活衛生課	生活衛生課

地震動による水道管の破壊により、井戸水などを飲むことになるなど、応急対応期に引き続いて飲料水の衛生を確保する。

また、不十分な調理や衛生管理がもとで、食中毒などが発生しないよう、食品の衛生監視や指導を行う。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	飲料水・食品の衛生指導、安全確保を行う 【災対健康部】
------------	--------------------------------

#### 行動の手順

- ① 飲料水の安全確保のため、必要に応じて、区民への衛生指導を行う。
- ② 食品の安全確保のため、避難所をはじめとして、食品衛生に係る巡回指導を行う。



『災害対策マニュアル 災害対策健康部』

# 1 章

## 4 ごみ処理

★地域防災計画  
II 防災本編  
第 6章 区民生活の早期再建  
第 7節 ごみ・し尿・がれきの処理

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
災対環境部	清掃リサイクル課、各清掃事務所

被災時には、家屋等の倒壊などにより大量のごみが発生する。

また、上下水道の被災により、水洗トイレが使用不能になることが予想される。このため応急対応期に引き続き、迅速に避難拠点を中心としたごみ処理や、避難拠点等の使用可能なトイレのし尿処理をする必要がある。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	清掃事務所、清掃車等の被害を確認する ごみの収集・運搬を休止 【災対環境部】
3日以内	避難拠点等を含めた収集体制を構築する 【災対環境部】
4日以降	避難拠点等を含めた、し尿・ごみを収集再開する 【各清掃事務所】

### 行動の手順

- ① 清掃事務所、清掃事業所、ごみ収集車等の被害状況を確認する。
- ② 避難拠点周辺を中心に、道路の被害状況を確認し、ごみ収集車等の通行が可能なかを判断する。
- ③ 避難拠点周辺を中心に、下水道の被災状況を確認する。
- ④ 避難拠点への避難状況を確認し、し尿やごみの収集運搬体制を整える。
- ⑤ 収集運搬ルートを作成する。
- ⑥ 不法投棄を防止するため、ごみ出しのマナーを周知する。

#### 【留意事項】

- 被災時の収集運搬ルートを考えておくこと。
- 被災時のごみ処理について、特に清掃工場での処理体制や、最終処分体制について、清掃一組や東京都と協議しておくこと。



『災害対策環境部 地震編マニュアル』

# 1 章

## 5 防犯

★地域防災計画  
I 防災共通編  
第3部 基本的な対策  
第2章 災害に強い安全・  
安心なまちづくり  
第6節 災害時における地  
の防犯・防火体制

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
危機管理課	危機管理課

住民が避難所に避難することなどによって、空き巣などの犯罪が増えることを防止するため、応急復旧期に引き続き、町会・自治会等との協力のもと防犯パトロールなどの対策を講じる。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 4日以降	町会・自治会と協力して防犯対策を実施する 【危機管理課】
--------------	---------------------------------

### 行動の手順

- ① 被害の大きい地区を中心に、警察や地元の町会・自治会等と連携した防犯パトロールを実施する。
- ② 区民に犯罪についての注意を呼びかける。

# 1 章

## 6 動物保護

★地域防災計画  
II 防災本編  
第 5章 被災者・避難者対策  
第 6節 飼育動物対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
生活衛生課	生活衛生課

避難生活における動物の同行避難では、他の避難者の避難生活に支障が出ないよう飼主の指導に努める。

避難所生活期の動物飼育については、獣医師会との連携を図る。

### 一目で分かる! プロセスの概略

被災後	避難所内のペット同行ルールを徹底するとともに、動物の応急手当・保護を行う 【各避難拠点】 【生活衛生課】
-----	---

### 行動の手順

- ① 動物の収容場所を設置する。
- ② 避難者に避難所における同行避難のルールを周知する。
- ③ 獣医師会と協力して動物の応急手当・保護を図る。

#### 【事前準備】

- 動物保護のルールを作成する。
- 災害時における被災動物の遺体処理に関する協定を締結する。



『災害対策マニュアル 災害対策健康部』

# 1 章

## 7 災害援護資金、生活福祉資金、住宅資金

★地域防災計画  
Ⅱ 防災本編  
第6章 区民生活の早期再建  
第5節 区民生活の援護

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
生活福祉課、総合福祉事務所、 災対都市整備部、住宅課	生活福祉課、総合福祉事務所、 災対都市整備部、住宅課

災害救助法の適用を受ける自然災害により被災した世帯主に対して、初動期に引き続き災害援護資金等の貸付を行う。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 6か月以内	災害援護資金、生活福祉資金の貸付 【生活福祉課】 【総合福祉事務所】
1年以内	住宅資金の貸付 【災対都市整備部】 【住宅課】

### 行動の手順

- ① 貸付対象や貸付金額、貸付条件は、練馬区地域防災計画を参照。
- ② 受付体制を整え、申請書類を準備する。
- ③ 避難拠点、町会・自治会、民生委員、広報等を通じて区民への周知を図る。

#### 【事前準備】

- 申請書類等を各総合福祉事務所で整備する。

#### 【留意事項】

- 被災状況の把握、確認等、被災者生活実態調査との連携を図る。
- 東京都や社会福祉協議会との連携を、マニュアル等で確認する。



『災害対策マニュアル 災害対策健康部』

資料第031-1 災害援護資金、生活福祉資金、住宅資金の概要

資料第031-2 (参考) 災害援護資金の貸付手続

資料第031-3 (参考) 生活に必要な資金の貸付 (生活福祉資金の貸付)

資 181～183 ページ

# 1 章

## 8 災害弔慰金、災害障害見舞金

★地域防災計画  
II 防災本編  
第 6章 区民生活の早期再建  
第 5節 区民生活の援護

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
総合福祉事務所	総合福祉事務所

震災により、死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金を、障害を負った区民に対して災害障害見舞金を支給する。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月以降	災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する 【総合福祉事務所】
<b>行動の手順</b>	
<p>① 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給対象、支給額は、練馬区地域防災計画を参照のこと。</p> <p>② 受付体制を整え、申請書類を準備する。</p> <p>③ 区民への周知を図る。</p>	

#### 【留意事項】

- 重複支給や支給漏れが無いように注意する。
- 医師の診断書が必要になることから、医師会の協力が必要である。
- 口座振替が原則であるが、窓口払いも検討しておくこと。



資料第 031-4 災害弔慰金、災害障害見舞金の概要

資料第 031-5 (参考) 練馬区災害弔慰金の支給等に関する条例 (関連部分抜粋)

資料第 031-6 (参考) 災害弔慰金、災害障害見舞金の交付手続

資 184~187 ページ

# 1 章

## 9 被災者生活再建支援金

★地域防災計画  
II 防災本編  
第6章 区民生活の早期再建  
第5節 区民生活の援護

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
総合福祉事務所	総合福祉事務所

被災者生活再建支援法に基づき、生活再建が著しく困難な被災者に対して、東京都が拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月以降	被災者生活再建支援金を支給する 【総合福祉事務所】
<b>行動の手順</b>	
① 被災者生活再建支援金の支給対象、支給額は、練馬区地域防災計画を参照。 ② 受付体制を整え、申請書類を準備する。 ③ 区民への周知を図る。	



資料第 031-7 被災者生活再建支援制度

資料第 031-8 【参考】被災者生活再建支援金支給事務の手続

資 188~189 ページ



# 1 章

## 10 義援金

★地域防災計画  
II 防災本編  
第 6章 区民生活の早期再建  
第 5節 区民生活の援護

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
会計管理室、生活福祉課、 総合福祉事務所	会計管理室、生活福祉課、 総合福祉事務所

一般市民その他より寄託された義援金は、公平かつ公正に配分する必要があるため、日本赤十字社、東京都、区市町村、関係機関等で構成される東京都義援金配分委員会が東京都復興本部に設置され、配分計画が策定される。区は計画の定める配分率、配分方法に基づいて被災者に配分する。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から <b>直後</b>	義援金を募集する 【会計管理室】
<b>1</b> か月後	配分計画に基づき、義援金を配分する 【生活福祉課、総合福祉事務所】

### 行動の手順

- ① 義援金受付口座を開設する。
- ② 受け付けた義援金を配分委員会へ送金する。
- ③ 配分計画に基づき、配分委員会から送金された義援金を配分する。
- ④ 配分に当たっては窓口を設置し、交付申請の受付を行う。
- ⑤ 配分状況を配分委員会に報告する。

※義援金の制度概要は、練馬区地域防災計画を参照のこと。

#### 【留意事項】

- 義援金の受付・管理については、会計管理室が担当する。
- 関連して第3節13項の生活物資を参照のこと。
- 義援品は、原則として要請に基づいた物資以外は受け付けない。



『災害対策総務部マニュアル』

資料第 031-9 義援金の配分（地域防災計画より抜粋）

資 190~191 ページ

# 1 章

## 1.1 生活保護

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
総合福祉事務所	総合福祉事務所

被災によって、新たに生活保護の対象となる者の増加が予想されることから、応急復旧期に引き続いて、生活困窮者に対する保護の適用について対応する。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2週間以降	保護を必要とする被災者へケースワーカーを派遣する 【総合福祉事務所】
---------------	---------------------------------------

### 行動の手順

- ① 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）の情報や住民からの情報などにより、保護を必要とする者を把握した場合には、ケースワーカーを派遣する。

# 1 章

## 12 税金、保険料等の減免等

★地域防災計画  
II 防災本編  
第6章 区民生活の早期再建  
第5節 区民生活の援護

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
災対区民部、介護保険課	災対区民部、介護保険課

被災等により担税力等が著しく低下している区民に対して、特別区民税や国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料等の減額、免除、徴収猶予、滞納処分等の執行停止等を本人の申請に基づき行う。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間以内	税金・保険料等の減免等の方針を決定 【災対区民部】【介護保険課】
1か月以内	税金・保険料等の減免等の申請の受付
2か月以内	申請に基づき、税金・保険料等の減免等の実施
<b>行動の手順</b>	
① 税金、保険料等の減免等の方針を決定し、必要書類等の要件確認を行う。	
② 申請開始日・必要書類等の周知を行い、申請を受け付ける。	

#### 【留意事項】

- 申請に際して必要な書類等の要件を確認しておくこと。
- 発災から災証明書の発行までには日数がかかること。
- 被災者台帳を構築しておくことで、各種調査のデータを利用できるようにしておくこと。



資料第 031-10 【参考】租税等の徴収猶予および減免等  
(地域防災計画より抜粋)

資 192 ページ

# 1 章

## 13 生活物資

★地域防災計画  
Ⅱ 防災本編  
第6章 区民生活の早期再建  
第5節 区民生活の援護

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
災対総務部、福祉部管理課、危機管理室	総務部、福祉部管理課、危機管理室

被災により、生活物資の安定供給が困難になることが予想されるため、協定団体からの支援物資などを活用するとともに、被害の程度により必要品目を決定し、調達を図る。

避難拠点等では、膨大な作業量が予測されるため、避難拠点運営連絡会やボランティアと協力して仕分けや配分を行う。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 24 時間以内	支援物資の受入れ体制を整える 【災対総務部】
翌日以降順次	支援物資を避難拠点に配送する 【危機管理室、福祉部管理課】

### 行動の手順

- ① 協定団体から優先的に供給を受けられる物資を確保する。
  - ② 生活物資が不足する場合には、東京都に対し物資調達を要請する。
  - ③ 区で調達が可能な物資については、独自に調達する。
  - ④ 協定団体やボランティアの協力を得て、輸送拠点等での物資受入れ準備をする。
  - ⑤ 物流関係協定団体とボランティアセンターの協力を得て、仕分や配送の体制を構築する。
  - ⑥ 輸送拠点や救援物資集積所を設け、調達した物資を受け入れ、仕分ける。
  - ⑦ 庁有車や協定団体の車両を活用し、物資を避難拠点等に配送する。
  - ⑧ 避難拠点等は支援物資を被災者に配分する。
- ※ 物資の受入れ、仕分、配送には、多くの人手が必要のため、ボランティアの活用を図る。

#### 【事前準備】

- 災害時にボランティアセンターとなる文化センターの利用計画を策定する。
- 必要な物資については、協定による優先供給や物資の備蓄を検討する。

#### 【留意事項】

- 配布に際しては、要配慮者に優先供給を図る。
- 物資の提供については、商店の営業再開など周辺状況に応じて縮小させる。
- 物資の追加保管先を検討する。



『災害対策総務部マニュアル』

# 第1章 第4節

学校教育、文化社会教育  
区民活動支援

# 1 章

## 1 区立学校の授業再開

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
教育振興部	教育振興部

学校施設が使用可能になった段階で、教職員、児童生徒の安全が確保できる場合には、授業再開のための措置を講ずる。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から できるだけ早く	授業再開に向けて調整を図る 【教育振興部】
	早期に正常な授業を再開する 【教育振興部】

### 行動の手順

- ① 授業再開に向け、避難拠点の整理・解消のため、災害対策本部事務局との調整を行う。
- ② 避難拠点の状況、学校施設の状況、児童生徒の被災状況、教職員体制、通学路の安全、給食施設の状況、教科書等学用品の給付状況などを考慮し、教育委員会と学校長（幼稚園長）で協議の上、授業再開を決定する。
- ③ 授業再開が決定したら、各校・幼稚園は、教育委員会と協議のうえ、応急教育の内容を決定する。
- ④ 各校・幼稚園は、保護者に対し、電話等により授業再開を周知する。
- ⑤ 各校・幼稚園は、応急教育を実施しながら、状況を見て正常な授業に戻す時期等について、教育委員会と協議する。

#### 【事前準備】

- 学校ごとの施設被害状況を記入できるチェックシートを作成する。

#### 【留意事項】

- 学校施設の状況によっては、仮設校舎による授業や複数校の合同授業についても検討すること。
- 学校ごとに、人的・施設の被害状況、復興状況等、学校再開に必要な事項について状況を整理する。  
施設被害状況により、仮設校舎による授業や複数校による合同授業などの措置をとって対応する。



『災害対応マニュアル（災対教育振興部）』

# 1 章

## 2 私立幼稚園の再建支援

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
学務課	学務課

被災した私立幼稚園の支援を行う。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間後	私立幼稚園の被害状況を把握	【学務課】
1か月後	施設再開に向けた支援策の実施	【学務課】

### 行動の手順

- ① 私立幼稚園の被害状況を把握する。
- ② 政令により、当該災害が激甚災害に指定された場合は、学校法人設置の私立幼稚園について、国の再建助成が措置される場合がある。
- ③ 東京都生活文化スポーツ局に対し、再建助成適用の有無、内容等について確認し、各園に通知する。
- ④ 災害復興基金が創設される場合には、災害復興基金による私立幼稚園への再建助成の実施についても東京都に確認し、各園に通知する。

# 1 章

## 3 被災児童生徒への支援

★地域防災計画  
I 防災共通編  
第2部 責務と体制  
第3章 広域的な視点からの  
応急対応力の強化  
第5節 災害救助法の適用

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
学務課、教育指導課	学務課、教育指導課

児童生徒の被災状況を把握するとともに、学用品や教科書等を被災児童生徒に支給するなどの支援を行う。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	被災した児童生徒を把握する 【教育振興部】
15日以内	文房具および通学用品を支給する 【学務課】
1か月以内	教科書を支給する 【教育指導課】
随時	転入学手続きに柔軟に対応する【学務課】

### 行動の手順

- ① 学校長は、児童生徒の被災状況を把握し、教科書等学用品の必要数等も含め、教育振興部に報告する。
- ② 文房具および通学用品について、災害救助法の適用がある場合には、東京都の災害救助法施行細則に定める額の範囲内において、東京都が一括して調達し、区に配分する。
- ③ 災害救助法の適用がない場合は、当該災害により新たに要保護・準要保護世帯の認定を受けた児童生徒に対して、費用の援助を行う。
- ④ 教科書について、災害救助法の適用がある場合には、東京都が一括して調達し、区に配分する。
- ⑤ 災害救助法の適用がない場合は、要保護・準要保護世帯の認定を受けた児童生徒には、教科書協会から寄贈される。
- ⑥ 親族宅への疎開などで一時的に転校する児童生徒に対して、転入学手続きを柔軟に対応する。

#### 【事前準備】

- 児童生徒の被災状況（教科書等学用品の必要数も含む）を把握するための聞き取り調査票を、あらかじめ用意する。

#### 【留意事項】

- 震災後早い段階で、東京都から、教科書等学用品を必要とする児童生徒数を把握するための調査がくる。



資料第031-11 学用品給与の対象、方法、限度額等について  
(都「災害救助法施行細則」における規定) 資193ページ



# 1 章

## 4 被災児童生徒のメンタルヘルスケア

★地域防災計画  
II 防災本編  
第6章 区民生活の早期再建  
第9節 応急教育・  
応急保育等対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
教育指導課、学校教育支援センター	教育指導課、学校教育支援センター

震災によって児童生徒が受けた精神的なダメージを回復するために、メンタルヘルスケアを行う。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から できるだけ早く	教育相談室等で児童生徒の相談にあたる 【教育指導課】【学校教育支援センター】
<b>行動の手順</b>	
① 各校において、学校が再開次第、担任、スクールカウンセラーおよび心のふれあい相談員等により、児童生徒の心のケアにあたる。	
② 光が丘、練馬、関、大泉の教育相談室においては、できるだけ早く相談業務を再開し、心理教育相談員等により相談業務を行うとともに、各校におけるメンタルヘルスケアを支援する。	

#### 【事前準備】

- 対応マニュアルを作成する。

#### 【留意事項】

- 相談員自身が被災し人員が不足する可能性があるため、フォロー策の検討が必要である。



『災害対策マニュアル 災害対策健康部』  
『災害対応マニュアル（災対教育振興部）』

## 5 被災文化財の修復等

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
文化・生涯学習課	文化・生涯学習課

指定文化財や登録文化財の被害に対して、状況を把握し、補修等の対応を図る。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から できるだけ早く	文化財の被災状況を把握する 【文化・生涯学習課】
できるだけ早く	所有者と補修に向けた調整を行う 【文化・生涯学習課】

### 行動の手順

- ① 文化財の被災状況について調査し、状況を把握する。また、国、東京都の指定文化財については、関係機関に報告し、その対応を協議する。
- ② 文化財の倒壊や散逸の恐れがあるときは、状況の改善のための処置を講ずる。
- ③ 被災した文化財を詳しく調査するとともに、所有者等と補修のための調整を行う。
- ④ 文化財が滅失した場合は、所有者等の了解のもと、指定・登録の解除の手続きを進める。

#### 【留意事項】

- 練馬区文化財保護条例では、震災時の対応について不十分であり、今後体制を整備する必要がある。



資料第 031-12 (参考) 阪神・淡路大震災における文化財の復旧支援制度  
(神戸市) 資 194 ページ

# 1 章

## 6 地域の区民活動への支援

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
災対本部事務局、地域振興課	地域振興課

被災時には、地域住民が力を合わせて復興にあたる必要がある。このため町会・自治会等の地域コミュニティ活動を支援することにより、地域の早期復興を図る。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	避難拠点運営連絡会を中心に被災概況を把握する 【災対本部事務局】
2週間後	町会・自治会活動等への支援を行う 【地域振興課】

### 行動の手順

- ① 避難拠点運営連絡会を中心に地域の被災概況を収集する。
- ② 応急復旧期は、避難拠点を中心にコミュニティ活動を支援する。
- ③ 地域の被災状況を勘案し、町会・自治会等の支援内容を決め、支援を実施する。

#### 【留意事項】

- 地域の力を生かしたまちづくりを行うための地域協働復興の取組みに配慮すること。  
(第2編第3章「地域協働復興」参照)

